

## 経営首脳者セミナー開催のお知らせ（予告）

# 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

## ～フリーランスとの取引に関する新しい法律～



この報酬で  
お願いね

本年度事業計画に基づき、以下の日程で行う経営首脳者セミナーでは、例年行われる神奈川労働局の新しい年度における運営方針の説明のほか、本年11月1日に施行されたフリーランスとの取引に関する新しい法律の内容についての説明を盛り込みます。

そんな…  
これは安すぎる



建設業の場合には、具体的には一人親方などと取引する工務店などの発注事業者が自社が建設する住宅の外構工事を委託しているところ、施工の単価を改訂する際、十分協議することなく、一方的に単価を決定し、通常の単価を大幅に下回る報酬の額を定めるなどの買いたたきとなる行為は規制されます。今後の建設業者にも大きくかわる問題ですので、経営首脳者・安全衛生担当者のみならず、契約担当者にもぜひ参加していただきたい内容です。なお、このセミナーには、無料で参加でき、次月（1月号）に参加申し込み要領を掲載いたします。

日 時 令和7年3月6日（木）13時30分から16時45分まで  
開催場所 建設会館講堂 横浜市中区太田町2-22

## 建災防事務局だより

### 緊急告知：建設工事現場の集中監督

神奈川労働局において、本年の建設業の死亡災害急増を受け、全12の労働基準監督署による建設工事現場の集中監督が12月第一週を中心に行われます。

神奈川労働局管内の建設業の労働災害について、死亡者数は10月末現在（速報値）で10人となり、過去10年間でみても3番目に高い水準で推移しております。死亡災害は、特に7月以降急増し（7月1件、8月2件、9月4件）、過去10年間で2番目に多かった昨年の13件に迫る状況です。このような状況を踏まえ、墜落・転落などによる死亡重大災害を防ぐため、労働局長の建設現場パトロールを12月4日に実施し、その時期に合わせて、神奈川労働局内全12の労働基準監督署が一丸となり、建設現場の臨検監督を実施することとしました。

### 年末年始労働災害防止強調期間 ポスターの販売

今年の年末年始の労働災害防止強調期間は12月1日から1月15日まで、ポスターなどの用品販売を開始しております。今年は演歌歌手として紅白などでもおなじみの「丘みどり」さん、もう一つは風景で、富山県の「庄川峡」です。ポスターなど、一部の用品には社名印刷の注文ができますが、近年印刷した商品が期日に届かないなどのトラブルが発生しており、余裕を持ってご注文いただくようお願い申し上げます。



### 神奈川支部年末年始の事務局のお休み

神奈川支部の事務局は12月28日（土）から1月5日（日）までお休みです。ご迷惑をおかけしますがよろしく申し上げます。

## 支部行事予定

### 分会事務局長会議

時：12月19日 10：00  
所：崎陽軒本店

### 労働局新年挨拶

時：1月7日 10：00  
所：神奈川労働局

### 建設5団体合同賀詞交歓会

時：1月7日 11：00  
所：ベイシェラトンホテル

### 正副運営委員長・部会長会議

時：1月16日 15：00  
所：建設会館411会議室

### 正副支部長・分会長会議

時：1月31日 15：30  
所：伊勢山ヒルズ

### 安全祈願祭

時：1月31日 16：20  
所：伊勢山皇大神宮

### 編集委員会

時：3月4日 15：00  
所：建設会館411会議室

### 経営首脳者セミナー

時：3月6日 13：30  
所：建設会館講堂

# 建災防神奈川支部ニュース

No.581 令和6年12月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## 第59回神奈川県建設業労働災害防止大会開催



神奈川支部は11月7日、横浜市西公会堂で第59回神奈川県建設業労働災害防止大会を開催しました。

神奈川労働局から藤枝局長をはじめ神奈川労働局の労働基準部の幹部及び県内の労働基準監督署長、神奈川県、（一社）神奈川県建設業協会会長、（一社）全国建設業労災互助会など関係する官庁や団体などの来賓を招き、夏季において急増した死亡災害撲滅に向けて総決起集会の意味合いを持たせるため、昨年に引き続きサブタイトルを「ストップ死亡重大災害！心身を整え、行動前に家族を想おう！」とし、新たに自然災害への備えと若年層の災害防止を重点に加え、墜落転落災害の防止と3つの運動をさらに広め、定着させることなどを安全衛生活動に取り組み、魅力ある職場環境を実現するとして安全の誓いを採択しました。

右：安全の誓いを読み上げる  
三橋運営委員長



### 安全の誓い

建設業界は近年、2024年問題対応をはじめとする働き方改革の推進、建設従事者の高齢化への対応、担い手の確保・育成などさまざまな課題に直面しておりますが、私たち神奈川県内の建設業では、人命尊重の基本理念の下、働く者一人ひとりの安全と健康の確保を第一に不断の努力を続けてまいりました。

しかしながら、昨年に引き続き、本年も7月から9月の夏季に死亡災害が急増しており、豪雨時の増水による災害も昨年同様発生し、中でも20代以下の若い仲間の命が多く失われていることを重く受け止める必要があります。

この現実を真摯に受け止め、今後とも関係者が一体となり、労働災害防止対策を全力で推進するとともに、働き方改革による就労環境の改善、DXによる安全性・生産性の向上を進め、建設業の将来の担い手となる若者、女性や高齢の方々が安全で安心して活躍できる魅力ある産業にしなければなりません。

このため、私たちは経営トップの明確な安全衛生方針により、それを実践する者が一丸となって、安全の基本ルールを守り、リスクアセスメントの実施等により、労働災害防止対策の徹底を図り、現場で働く一人ひとりが共有できる「安全文化」を定着させることが必要です。

そこで、私たちは、本日の神奈川大会を契機として、安全意識の向上を図り、建設業に従事する者が労働災害に遭うことがないように

一 墜落転落防止設備の点検を徹底し、適切にフルハーネス型安全帯を使用します

一 安全パトロールを充実し、安全な職場環境の充実に努めます

一 心身を整え、健康な状態で作業に従事します

一 自然災害に対し細心の注意を払います

一 「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の3つの運動をさらに広め、定着させます

を重点とし、安全衛生活動に取り組み、建設業に従事するすべての世代が未来に希望を帯びる安全で安心な魅力ある職場環境を実現することを誓います。

## 年末年始の労働災害防止に向けて



### 塚田 和男

神奈川労働局  
安全課長

今年も12月（師走）となりました。

今年も、パリオリンピックでスケートボード、体操、陸上の3種目で、神奈川県出身の選手が金メダルを獲得し、プロバスケットボールでは、横浜BCからNBAへ挑戦する選手が出て、また、何といっても、横浜DeNAベイスターズがレギュラーシーズン3位から日本シリーズを制して日本一に、と勇気づけられることが多かった年ではなかったでしょうか。

そうした中、今年の夏は、過去に例のない猛烈な暑さが続き、いろいろなところに影響がありました。

その影響なのか、今年の夏（7月～9月）、建設業においては多数（7件）の死亡災害が発生しています。

4月から6月まではゼロ件でした。それが、7月に1件発生すると、8月には2件、9月になると4件と、毎月、放物線を描くように発生件数が増加しています。

原稿を書いている時点（11月5日）では、10月以降、死亡災害の発生を把握していませんが、これから年末年始に向けて、死亡災害を根絶していかなければなりません。

昨年（令和5年）から今年（令和6年）にかけての年末年始においては、年末も年始も、建設業では死亡災害が発生しました。

それだけでなく、昨年8月から今年3月まで、年を跨いで、連続して毎月発生しました。

昨年8月には5件と多発し、9月から12月まで毎月1件、今年に入ってからも、1月から3月まで毎月1件発生しました。

死亡災害を根絶していくためには、法令遵守のみでは十分でなく、リスクアセスメントを如何に効果的に実施していくかが重要となっていきます。このリスクアセスメントは、法令で努力義務化されて来年20年の節目を迎えます。

令和5年の労働安全衛生調査では、全国で85%と多くの事業場が、「高所からの墜落・転落に係るリスクアセスメント」に取り組んでいるという結果が出ています。

ではなぜ、墜落・転落による死亡災害が多数発生してしまうのでしょうか。

効果的なリスクアセスメントを実施しなければなりません。

リスクアセスメントは、作業前に「危険」を拾い出すKYと違い、作業計画策定時に「危険」を洗い出すものです。

十分な洗い出しができたかどうか、災害を防止する成果につながっていきます。

是非とも、この年末年始に向け、リスクアセスメントを見直して、効果的に実施することにより、労働災害防止につなげていただきたいと思います。

また、貴支部が取り組む「かながわ安全強靱化計画」を推進し、3つの運動「セーフティリボン」「3分KY」「安全行動宣言」を強力に進めて、労働災害を防止していただきますようお願いいたします。

### 建設殉職者合同慰霊祭を開催



（一社）神奈川県建設業協会と神奈川支部は11月13日、横浜市営日野公園墓地で2024年度神奈川県建設業関係殉職者合同慰霊祭を開きました。

建災防神奈川支部からは黒田支部長をはじめ、馬淵副支部長、工藤副支部長、山本副支部長らが出席し、渡辺会長をはじめ協会の役員らと建設業殉職者慰霊碑に参拝しました。

参列者による焼香のあと、黒田支部長からは現在の

県内の建設業での死亡災害の現状に触れ、「建災防が創立されて60年が経ち、死亡災害は10分の1に減少しましたが、神奈川県では急増し、全国ワースト3の現状にあります、特に今年は若い方の被災が多く、とても残念でなりません。

これ以上の仲間の命を失うことのないよう尽力していくことをこの場でお誓い申し上げます」と述べました。



### ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和6年10月末現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年		46	21	45	45	47	67	44	39	32	51	49	61	547
		(1)			(1)	(1)	(2)			(2)		(2)	(1)	(10)
前年		55	23	36	56	29	90	55	61	27	41	36	57	566
		(1)		(1)	(2)		(3)		(3)			(1)	(2)	(13)

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。コロナ感染によるものを除いている。

### ☆死亡災害発生状況☆

神奈川労働局 令和6年11月25日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		(令和6年)	前年同期 (令和5年)	前々年同期 (令和4年)	令和5年	令和4年	令和3年
製造業		6	3 (1)	2	4 (1)	2	8
建設業		11	15 (1)	9 (1)	16 (1)	9 (1)	21 (2)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		4 (2)	6 (2)	4	9 (3)	6 (1)	2
港湾荷役業			1		1		
商業		4 (3)		6 (2)		6 (2)	3 (2)
清掃・と畜業		3	3	4	3	4	1
その他		3 (1)	9 (2)	3 (2)	9 (2)	3 (2)	14 (5)
合計		31 (6)	37 (6)	28 (5)	42 (7)	30 (6)	49 (9)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

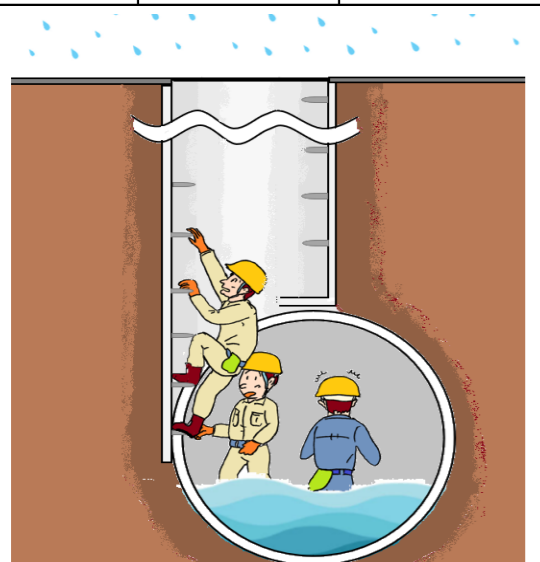
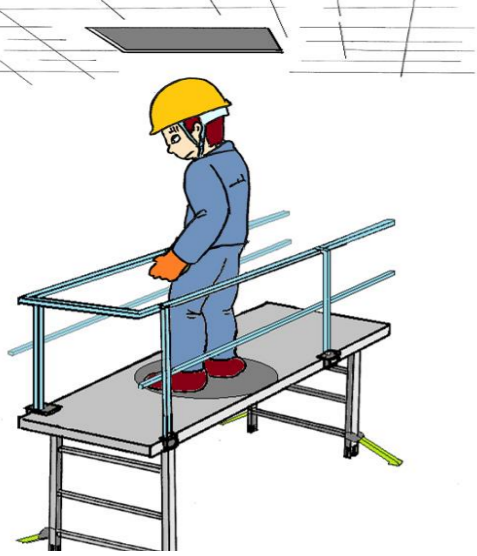
### ☆死亡災害の概要☆

神奈川労働局 令和6年11月28日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 17時頃	その他の建設業 (1次下請) ～9人 25～29歳	化学設備 有害物等との接触	ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことで酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。
2	2月 9時頃	土木事業 (元請) ～9人 60～64歳	作業床、歩み板 墜落、転落	被災者が、ダクトラップの荷台に道板2枚を掛けて、ドラグ・ショベルをダンプトラックに積込む作業を行っていたところ、道板が荷台から外れ、同時にドラグ・ショベル及びこれを運転していた被災者が地面に墜落し、被災者はドラグ・ショベルの下敷きとなった。
3	3月 11時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 20～24歳	足場 墜落、転落	足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受け渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れたところ、足場上（高さ約10m）から墜落した。
4	7月 16時頃	土木工事業 (1次下請) ～9人 25～29歳	締固め用機械 墜落、転落	マンション建設現場で、整地作業をしていたローラー車（約3トン）が約1.8m下の隣地に転落し、運転していた技能実習生の作業員がローラー車の下敷きになった。
5	8月 10時頃	その他の建設業 (3次下請) ～9人 25～29歳	その他の電気設備 感電	生コンプラント内の補修工事において、被災者が腹ばいの体勢になり内部を覗き込もうと投光器を持ったところ、うめき声が上がって硬直しているような状態となった。搬送先の病院で死亡が確認され、感電死と判明したもの。
6	8月 15時頃	その他の建設業 (1次下請) ～9人 40～44歳	高所作業車 感電	送電線に接近している樹木の枝打ち作業のため、高所作業車のバケットに被災者及び作業員が搭乗し、伐採作業を行っていた。伐採した枝を地面へ下ろそうと被災者がバケット上で操作レバーを旋回していたところ、被災者自身が高圧線に接触し、感電した。
7	9月 10時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 15～19歳	掘削用機械 激突され	解体工事現場においてドラグ・ショベルで床掘する作業を行う際に、被災者は地表から約3m下の掘削床で地表のとドラグ・ショベルの運転手に無線で指示していたところ、誤ってドラグ・ショベルの爪が被災者に激突した。被災者と運転手は高低差でお互い目視確認できない状態であった。
8	9月 13時頃	建築工事業 (3次下請) ～9人 60～64歳	足場 墜落、転落	別掲載（6頁）
9～10	9月 16時頃	土木工事業 (1次・2次下請) ～9人 30～34歳、40～44歳	水 おぼれ	別掲載（6頁）

# 9月に発生した建設業の死亡災害の概要

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
9月 13時頃	建築工事業 民間 ～9人	足場 墜落、転落	<p><b>【発生状況】</b> 被災者は、商業ビル内の改装に伴う電気配線工事にかかる天井の配線作業を行うため、可搬式の足場上で、器具を受け取ろうとしていたところ、当該足場と共に横倒しとなり高さ約1m墜落した。60～64歳（3次下請）電工</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 高さ2m未満の作業であっても、作業者の墜落・転落による危険を防止するため、より安定度の高い移動式足場（ローリングタワー）等を使用すること。 2 リスクアセスメントの見直しを図ること。 3 足場作業における災害事例を踏まえた安全教育を行うこと。</p>
9月 16時頃	土木工事業 公共 ～9人	水 おぼれ	<p><b>【発生状況】</b> 既設下水管の耐震補強工事において、地下約10mの管きょ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流され、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。35～39歳（一次下請）職長、40～44歳（二次下請）作業員</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（平成20年10月）に基づき、以下の対応等を行うこと。 1 現場の特性に応じた事前把握 2 作業中止基準、再開基準の設定・周知 3 迅速に避難するための避難手順の策定、安全器具の配置の対応等及び当該設備の有効状態の維持、避難訓練の実施 4 日々の安全管理、危機管理意識の向上のための安全教育等の徹底</p>



## 元安全管理士のつぶやき Vol. 8 ～若者の起こす災害の特徴？～

今年1月から建設業で発生している死亡災害を振り返ると、20代以下の若者の被災が多い。今回それらの災害を振り返って思うところを述べていこうと思う。

20代以下の**若年層の災害**を挙げていくと、最初は1月の酸欠、3月は足場からの墜落、7月はローラーによる転落、8月は投光器による感電、9月は19歳の技能実習生がドラグ・ショベルのバケットにぶつけられて亡くなっている。

この他にも、調査中の案件で、8月に藤沢の工場内で火災報知機の交換作業のための足場を撤去しているときに、5m落ちて亡くなった被災者も24歳ということである。

若者＝新人ということでは**知識、経験が浅い**ことが弱点と考えられるが、1月の酸欠の事故、7月のローラーによる転落はそういった要素が強く感じられる。

深さ40～50cm程度の掘削穴に首を入るだけで、酸欠で死亡災害になる例は全国的にもあまり聞いたことはないが、それだけ、**酸欠状態の空気の一呼吸がいかに危険か**、という知識は、ガスを取扱う者として知っておかねばならない。

ローラーの転落については、被災者は特別教育は受けており、知識として転落に関する危険は認識されていたはずだが、では実際に路肩付近ではどういった走行をすればよいか、**経験に裏打ちされた技量**が不足していたと考えざるを得ない。

**法規則では**、事業者は事前の計画、リスクアセスメント等により、**不安全な状態を解消し**、作業員の**不安全な行動**があっても事故にならないようにしなければならない、そういった姿勢は**災害防止の基本であり、大前提**である。

ところが、**不安全な状態を解消しても**、なおかつ起きる災害がある。例えば足場の外をよじ登るような行為、若気の至り・・・、**そう決めつけるわけにもいかないが**、慣れたところに引き起こす**無謀な不安全行動**も若者の特徴と言えるだろう。

ひと昔、いや二昔も三昔も前ではそういった「ノーヘルでの高所作業」「足場から足場への飛び移り」「クレーンにつかまっの昇降」などのやんちゃな**不安全行動**は事故に限らず散見された。近年くさび緊結式足場などの普及な

ど、足場の性能が良くなり、落下物防止のためにも養生ネットが当たり前になって、よじ登り行為自体が物理的に不可能になったので、そういった危険な行為による事故を見ることはまれになった。

若いゆえに、ということもないかもしれないが、**やんちゃな不安全行動**をどう抑えたいだろうか。知識、技量教育では解決できる問題とはいいがたい。根底に、**不安全行動が危険という認識が薄く**、そんなことをしたらひどい目にあう、という感覚がないことにある。

そういう視点に立つと、**危険を危険と認識するための感性**をどう身につけさせるかがカギとなる。そうしてみると、**実際に痛い眼に遭う経験**をさせることが一番効き目があるんだろうが、実際にそんな目にあわせるわけにはいかないだろうから、それに近い**疑似的な手段**を用いなければならない。

手段としては、**多種多様な災害事例を知る**こと、あるいは**体感教育**としてVR教育などを取り入れること、支部で推奨する3分KYも同様の効果が期待される。

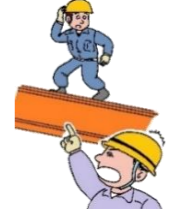
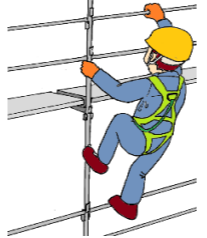
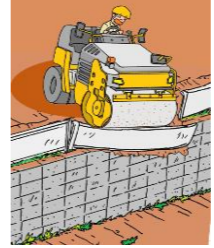
災害事例のイメージができれば、その場面に遭遇した時に、これをやるとどうなるかという結果が見えてくる、それが**危険に対する感性**である。

さらに、危険な行動をついやってしまうというのは個人の性格的なものもあるので、何度も繰り返して、ねばり強く教える、「**しつけ**」という教育手段も必要だと思われる。（パワハラととられない範囲で行う必要があるが）

最後に、今年も**外国籍の技能実習生**が被災した事例が複数あるが、その場合、**意思疎通（コミュカ）**に問題はなかったのか、作業指示、危険の回避の注意といった指示がちゃんと伝わっていたのだろうか、という疑問がある。コミュカが円滑でないとしじやすいのは、受け手と伝え手の間での**ヒューマンエラー**、**憶測的な判断**である。そのためは、常に話したことがちゃんと伝わっているか確認を怠らない、仕事の指示に関しては、相手によって**問い返してみる習慣**も必要だろう。

建設機械を扱う場合には、単に口頭でやり取りするだけでなく、**書面や図面上で確認**しないといけない、と法規則で規定しているが、そういった憶測による勘違いを防ぐためでもある。

外国人に限らず、現場に新たに入った方へは**健康KY**など健康状態を把握することなどを通じて、**コミュカ**を上げ、**なにかあったときに気軽に報告、連絡、相談（ほうれんそう）**ができる職場環境、**雰囲気**を作るよう普段からの心がまえが必要だ。



本年4月に創設され、令和7年2月から新たに「化学物質管理協調月間」がスタートします。これらの動きは本年4月に施行された化学物質に対する自律的管理を基軸とする新たな規制が導入されたことに連動しています。

神奈川支部でも法改正に伴う化学物質管理者や保護具着

用管理責任者の講習をスタートさせていますが、化学物質を取扱い、保護具を着用している現場においては右記の表示等で周知をしていないと**法規則違反を指導される**ので注意が必要です。

※労働安全衛生規則第12条の5及び同規則第12条の6  
※建災防で販売開始

**令和6年の法改正で必要な表示**

**化学物質管理者の職務**

- ラベル表示、安全データシート(SDS)の交付及び通知に関すること。
- リスクアセスメント(RA)の実施に関すること。
- リスクアセスメント結果に基づく、ばく露防止措置の内容及び実施に関すること。
- リスクアセスメント結果に基づく労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存、周知に関すること。
- RA対象物の名称・業務の内容、RAの結果、RAに基づく労働者の危険又は健康障害防止のための措置。
- リスクアセスメントの結果等に基づき選じたばく露防止措置の状況、労働者のばく露防止措置等の実施状況、労働者の健康状態の監視結果等に関する記録の作成及び保存、周知に関すること。
- 1～4の事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。

管理責任者氏名

**保護具着用管理責任者の職務**

- リスクアセスメントの結果等に基づき選じたばく露防止措置の状況、労働者のばく露防止措置等の実施状況、労働者の健康状態の監視結果等に関する記録の作成及び保存、周知に関すること。
- 労働安全衛生法第12条第11項に定める労働者の健康状態の監視結果等に関する記録の作成及び保存、周知に関すること。
- 労働安全衛生法第12条第11項に定める労働者の健康状態の監視結果等に関する記録の作成及び保存、周知に関すること。

管理責任者氏名



大会の冒頭では有井副支部長から高らかに開会の宣言が行われました。

それに続いて主催者を代

有井副支部長 表して黒田支部長からは、今年も昨年同様に猛暑が続く、その影響も含めて7月から9月に建設業で死亡災害が急増し、また、集中豪雨による増水などの事故を含め、1月から10件の死亡災害が発生していることから「昨年と同様にこの大会を災害撲滅のための総決起集会と位置付ける」と宣言し、昨年掲げた「ストップ死亡重大災害！心身を整え、行動前に家族を想おう！」を今一度見直してもらいたいと訴えました。



黒田支部長

最後にこの大会は建設業の安全衛生関係者が一堂に集まり、安全衛生意識の一層の高揚を図るとともに、安全衛生活動に尽力された方の功績を披露し、今後に向けて無災害を達成すべく新たな誓いを立てる場である」と強調し、「今後の安全衛生活動の意識の向上に役立てて欲しい」と求めました。



来賓を代表し、神奈川労働局の藤枝茂局長は県内の災害発生状況を踏まえ「リスクアセスメントの重要性を今一度認識し、危険源の洗い出し、適切なリスク評価に一層慎重に取り組むことで、心身を整え、安全な作業計画の策定と、安全意識の向上につなげていただくようお願いする。また、天候の急変も踏まえた実効性のあるKY活動の実践についても、重ねてお願いする」と話し、結びとして

「貴支部における「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の展開をはじめ、かながわ安全強靱化計画の益々の推進により、年末年始に向けて、労働災害防止の機運を高めていきたい」と神奈川支部の取組の強化の要請がされました。

そのほかに来賓として、神奈川県産業労働局労働部長 塚本俊治様、建防災本部専務理事 井上仁様、さらに今年度（一社）神奈川県建設業協会会長に就任された渡邊一郎様にご挨拶をいただきました。また、（一社）全国建設業労災互助会松井隆弘様から祝電をいただき、ご披露させていただきました。



左：塚本労働部長 中：井上専務理事 右：渡辺会長

大会では、厚生労働大臣表彰などを受けられた方々の顕彰を行い、さらに優秀な成績で施工に当たった会員事業所、施工現場、労働災害防止に貢献した企業、個人に対する表彰式を執り行い、受賞

者を代表して西松建設株式会社関東土木支社の野沢隆一様から謝辞を受け（本頁右下）、三橋運営委員長により安全の誓い（本紙表紙）が読み上げられ、拍手によって採択されました。

後半の特別講演では神奈川労働局の池内伸好労働基準部長が「安全の基本ルールを守る！建設業の明るい未来に向けて」と題して、「怖いお父さんでも居てほしい」という労働省時代のポスターを紹介し、家族の中での自らの存在を顧みて、原点に立ち戻る行動の大切さを説明されました。



池内労働基準部長

続いて東急建設(株)の沓澤氏から「能登半島地震対応における安全支援業務について」と題して今年1月に発生した地震の復旧工事での課題など、また同じく東急建設(株)の長井氏から、NHK新プロジェクトXで紹介された三陸鉄道の復旧工事に関する講演（いずれも下囲みで紹介）が行われ、最後に工藤副支部長から閉会の言葉が述べられました。



工藤副支部長

自然災害の復旧にかかる特別講演

東急建設(株)東日本土木支店安全環境部長の沓澤利明氏から「能登半島地震対応における安全支援業務について」と題して、今年1月元旦に能登半島で発生した地震の国道応急



沓澤利明氏

復旧に従事した際の課題について、協力会社との契約、長時間労働、統一ソフトの必要性、通信環境の改善、衣食住の確保などの課題について説明をいただき、同じく東急建設(株)土木事業本部事業統括部土木工務部の長井健作氏から東日本大震災後の三陸鉄道北リアス線の震災復旧工事に

かかるご苦労と地域住民などとの交流を通じた感動について説明されました。



この工事は今年の4月から始まったNHKの新プロジェクトXで取り上げられたもので、震災の2011年翌年から着工し、北リアス線の中で一番被害が大きかった区間を2014年4月完成を目指して工事が進められたものです。冒頭で番組出演者などが登場する映像が上映されました。



長井健作氏

安全衛生表彰・顕彰

- 顕彰  
令和6年度において厚生労働大臣及び神奈川労働局長から労働災害防止に関する表彰を受けたものに対し、支部長がこれを表彰するもの
- 優良賞  
労働災害防止に優秀な成績を収め、他の模範となる会社、工事現場、団体とする
- 功労賞  
永年にわたり建設業の安全衛生水準の向上発展に功労があった者
- 功績賞  
永年にわたり建設業の安全衛生運動を活発に推進し、功績のある者
- 職長賞  
永年にわたり工事現場の職長として労働災害防止に尽力し、他の模範と認められる者

顕彰

- (1) 厚生労働大臣表彰 奨励賞（安全確保）  
大和ハウス工業株式会社東京本店  
（仮称）殿町プロジェクトIV新築工事



- 川田建設株式会社東京支店  
（修）上部工補強工事3-210



- 株式会社竹中工務店横浜支店  
アマダグローバルイノベーション  
センター改修工事



- (2) 神奈川労働局長 優良賞  
鹿島建設株式会社横浜支店  
横浜市旧市庁舎街区活用事業  
既存建設解体工事



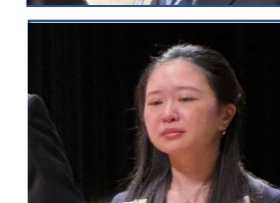
- 鹿島建設株式会社横浜支店  
旭化成水電解パイロット  
試験設備工事



- (3) 神奈川労働局長 功績賞  
神奈川県木造家屋建築工事等  
災害防止協議会横須賀地区会  
前会長 千葉和彦  
※写真は表彰者代理



- (4) 神奈川労働局長 安全衛生推進賞  
建設業労働災害防止協会  
神奈川支部横浜北分会  
前教育・パトロール部会長  
江田 守  
※写真は表彰者代理



優良賞

- (1) 会社  
有限会社遠藤土木



- (2) 工事現場  
明和工業株式会社  
川崎市新本庁舎超高層棟  
新築空気調和設備工事



個人賞

- (1) 功労賞  
株式会社小島組  
志村 和人



- (2) 功績賞  
株式会社小川工務店  
安武 正弘



- (3) 職長賞  
横浜コーティングPro.  
株式会社  
横山 博基



謝辞  
西松建設株式会社関東土木支社  
野沢 隆一